

第2回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 議事要旨

1 日 時 令和3年3月29日(月) 14:00~15:30

2 場 所 上池袋コミュニティセンター多目的ホール

3 出席者(委員12名中8名出席) ※敬称略

【学識経験者】 日本大学 工学部土木工学科 教授 大沢昌玄

埼玉大学 大学院理工学研究科 准教授 小嶋文

【警視庁】 交通部交通規制課 都市交通管理室長 椎名

交通部駐車対策課 駐車対策担当管理官 佐藤(代理)

池袋警察署 交通課長 吉越

巣鴨警察署 交通課長 塩田(欠席)

目白警察署 交通課長 武井(欠席)

【東京都】 都市整備局市街地建築部 建築企画課長 谷内(代理)

都市整備局都市基盤部 交通計画調整担当課長 酒井(代理)

【商業者代表】 豊島区商店街連合会 加藤(欠席)

【町会代表】 豊島区町会連合会 副会長 外山

【豊島区】 都市整備部長 近藤(欠席)

【オブザーバー】 国土交通省都市局街路交通施設課 街路交通施設対策官 小路(欠席)

公益財団法人東京都道路整備保全公社 総務部公益事業課長 漆戸(欠席)

【事務局】 豊島区都市整備部都市計画課交通政策G

(株式会社 交通総合研究所)

4 会議要旨

(1) 会長挨拶

会長挨拶(大沢会長)

(2) 議 事

1) 第1回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会議事の確認

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より参考資料1についての内容説明

2) 池袋地区駐車場地域ルール要綱及び運用マニュアルの改訂について

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より資料1, 2, 3についての内容説明

3) 池袋地区駐車場地域ルール運用協議会「地域の駐車・交通対策実施計画(案)」について

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より資料4についての内容説明

4) 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討について

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より資料5についての内容説明

(3) 報告事項

1) 今後のスケジュールについて

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より資料6についての内容説明

2) 第1回池袋地区駐車場地域ルール運用協議会の報告について

事務局(豊島区都市整備部都市計画課交通政策G)より資料7についての内容説明

(4) 質 疑

議事 1) 第 1 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会議事の確認

<特に意見なし>

議事 2) 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルの改訂について

【要綱について】

<特に意見なし>

→今回提示した要綱（改訂案）を令和 3 年 3 月改訂版とする。

【運用マニュアルについて】

[委員]

- ・資料 3 の 14 ページで地区独自の駐車原単位として東口地区の数値が適用されているが、西口地区の数値が適用されているものはないのか。

<事務局回答>

- ・資料 3 の 14 ページの事例では東口地区の数値を適用して算出しているが、16 ページの事例では西口地区の数値を適用して算出している。

[小嶋副会長]

- ・資料 3 の 24 ページの「①貨物車の駐車施設の構造等」で、今回の変更により関係法令の規定に従う原則の例外規定として 2 点明示したいという説明であったが、2 点目の特定路線のみに面する建築物から隔地する場合にやむを得ず関係法令に適合しない駐車施設に隔地する場合については、申請の時点ではそうせざるを得ない状況であった場合でも、将来的に関係法令に適合した隔地先の駐車施設が整備された場合には、この緩和を見直して、関係法令に適合した駐車施設に隔地するように促すようなことは考えているか。

<事務局回答>

- ・ご指摘いただいたとおり、将来的には関係法令に適合した隔地先の駐車施設が整備されることが想定されるため、このような駐車施設が整備された場合には、協議会から事業者のほうに隔地先を紹介するような仕組みにしていきたいと考えている。現在の運用マニュアルではそこまで記載していないので、運用マニュアルへの記載については今後検討していきたい。

[大沢会長]

- ・今年度は 3 件の申請手続きを行ったということであるが、地域ルールを適用したいという話はどの程度来ているか。

<事務局回答>

- ・現時点で実際に申請手続きを行った案件は 3 件であるが、窓口への相談件数については、既に 10 ～ 20 件程度いただいております、次年度もさらに増えていくものと思われる。

[大沢会長]

- ・その 10 ～ 20 件の建物規模はどのようになっているか教えてほしい。

<事務局回答>

- ・大半は小規模建物の個別建て替えにおけるご相談となっている。

[大沢会長]

- ・承知した。今後も地域ルール申請案件が見込まれるということで、(附置の緩和により)利用できる駐車施設の増加も期待できることから、荷さばきルールと連携しながら、駐車施設に駐車してもらう取り組みを進め、路上荷さばきを減らしていくことが重要だと思う。

[大沢会長]

- ・資料3に記載されている運用マニュアル(改訂案)に改訂するというご承認いただきたいがよろしいか。

<特に異論なし>

→今回提示した運用マニュアル(改訂案)を令和3年3月改訂版とする。

議事3) 池袋地区駐車場地域ルール運用協議会「地域の駐車・交通対策実施計画(案)」について

[委員]

- ・資料4の4ページの②共同荷さばき駐車施設整備助成(既存駐車施設)について、既存駐車施設の駐車マスの大きさを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備するということであるが、池袋地区で荷さばき車両の高さが確保できるようなところがどの程度ありそうか、感覚的なところがわかれば教えてほしい。

<事務局回答>

- ・荷さばき車両の附置義務駐車施設の高さは、都条例で3.0m以上が求められているが、6ページの写真で例示している駐車場ではそのような高さは確保できていない状況である。どの程度あるか等の詳細な状況把握については今後の検討課題と考えている。

[委員]

- ・既存駐車施設を活用する場合、都条例基準の3.0m以上が確保できない駐車施設がけっこう多いと考えている。一方、荷さばき車両については、高さを調整できる貨物車や、乗用車の利用による荷さばきなども多く、都条例基準が確保されていない場合でも有用な場合もあるため、必ずしも都条例基準にこだわらず、地域の荷さばき車両の状況に合わせて検討するようにしてほしい。

<事務局回答>

- ・承知した。

[大沢会長]

- ・荷さばきにとって、高さは重要な論点であるため、今回は縦横の大きさについての説明だけであったが、実際に助成する際に高さをどのようにするかについては考えておいたほうがよいと思う。

[小嶋副会長]

- ・資料4の10ページで交通環境改善事業のイメージとして交通規制のバリケードの写真が掲載されているが、近年の豊島区のまちづくりは景観に配慮したものになっていると思うので、このような対策を行う場合には、区庁内で景観に詳しい人に助言してもらうような形で進めてほしい。

<事務局回答>

- ・承知した。景観についても重視する方向で考えている。詳細については今後検討していきたい。

[大沢会長]

- ・資料4では池袋地区における駐車・交通課題を踏まえた形で、駐車・交通対策メニュー（案）が提示されており、よく整理されていると思う。
- ・特にご意見がなければ、資料4に記載されている内容で、令和3年度の地域の駐車交通対策実施計画を進めるということでご承認いただきたいがよろしいか。

<特に異論なし>

→今回提示した内容で、令和3年度の地域の駐車交通対策実施計画を進めることとする。

議事4) 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討について

[大沢会長]

- ・資料5にも示されていたように、東池袋地区は形状が歪であり、土地利用も住宅系が含まれている部分もあるので、適用する区域については、東口地区の区域との関係性も含めて、関係者と調整しながら具体的に検討するようにしてほしい。おそらくサンシャイン周辺が中心なろうかと思う。
- ・特にご意見がなければ、資料5に記載されている内容で、令和3年度に池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討を進めるということでご承認いただきたいがよろしいか。

<特に異論なし>

→今回提示した内容で、令和3年度に池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討を進めることとする。

報告事項1) 今後のスケジュールについて

[大沢会長]

- ・資料6の駐車場地域ルール運用に関する検討作業の欄に、申請案件実績のスケジュールが記載されているが、運用開始前に印が付いており、誤解を招きかねないので、修正してほしい。

<事務局回答>

- ・承知した。修正する。

報告事項2) 第2回池袋地区駐車場地域ルール運用協議会の報告について

[委員]

- ・資料7-2の1ページで、現時点で申請手続きを行った3件については、いずれも乗用車の附置義務台数を低減しているとのことであるが、各案件でどの根拠に基づいて台数を低減しているか教えてほしい。

<事務局回答>

- ・第1号及び第2号案件については、地区独自の基準による台数、第3号案件については、現況建築物の駐車実績に応じた台数を適用している。

[委員]

- ・承知した。

[大沢会長]

- ・アニメイトについては貨物車の附置義務台数を低減しているが、これも現況の駐車実績に基づいて低減したという理解でよいか。

<事務局回答>

- ・アニメイトにおける現況の駐車実績（2台）に基づいて低減しており、今後も荷さばきの駐車台数が増えないような運用を図ることを条件に、当該台数で承認されている。

[大沢会長]

- ・また、アニメイトは、障害者用駐車施設をWACCAに隔地しているが、これはバリアフリールートなどが確保されているということで隔地されているという理解でよいか。

<事務局回答>

- ・WACCA 駐車場は、アニメイトまでの比較的距離が近いこと、歩道が整備されていること、附置義務駐車施設以外の障害者用駐車施設を有していることなどから隔地先としている。

[大沢会長]

- ・承知した。

[委員]

- ・現時点で申請手続きを行った案件は3件については、審査の時に、運用マニュアルに記載していただいた駐車場出入口に関する事項についても確認されているという理解でよいか。

<事務局回答>

- ・申請案件は、運用マニュアルに基づいて審査しており、審査にあたっては審査員が現地を確認している。

[委員]

- ・審査にあたっては、台数の低減だけでなく、駐車場出入口の部分についても確認していただけると手戻りがなくなってよいと思う。当方でも協議中の案件も来ているので、今後この会議のなかで状況を報告するようになりたいと考えている。まだ始まったばかりの状況なので詳細な部分は今後調整していきたい。

<事務局回答>

- ・運用マニュアル51, 52ページの審査ポイントに駐車場出入口の設置の項目を記載しており、当然、審査においても確認しているということである。

[委員]

- ・審査にあたっては、今、運用マニュアルの審査ポイントだけの内容だけでなく、駐車施設の構造等に関する記載事項を確認いただけるようにしてもらいたい。場合によっては、審査ポイントに記載する内容を追加してもらったほうがよいかも。そのようにしないとせっかく運用マニュアルに記載しても審査で活かされないのもったいないと思う。この点については、交通サイド

だけでなく、建築サイドでも出てくる課題だと思うので、それぞれ確認して、必要な内容を提案していければと思う。

[大沢会長]

- ・地域ルールの実運用のやり方にあたっては、建築行政、交通行政との連携が必要になってくると思うので、今後、事務レベルで調整しながら、必要に応じて運用マニュアルを改訂していく形で進めてもらいたいと思う。

[委員]

- ・資料7-2の1ページで、第1号案件では「身障者対応」、第2号及び第3号案件では「障害者対応」と記載されているが、記載の違いに何か意味があるのか。

<事務局回答>

- ・「身障者対応」の記載が誤っており、「障害者対応」であるため修正する。

[小嶋副会長]

- ・資料7-2の1ページで、3つの案件は申請日から判定通知日までの期間が異なっているが、何か理由があるか教えてほしい。

<事務局回答>

- ・第1号案件は地区独自の基準に基づく台数を適用し、隔地がないため比較的短期間で手続きが済んでいる。第2号及び第3号案件については、駐車施設の隔地や現況建築物の駐車実績に基づく台数低減を含む案件であり、審査機関による審査を行っているため、申請日から判定通知日まである程度の時間を要している。

[小嶋副会長]

- ・承知した。

[大沢会長]

- ・運用を開始して約半年が経過したところであるが、多くの申請や相談をいただいているということで、地域ルールが地域に浸透してきているということで何よりである。申請や相談が多く、事務局としては大変かもしれないが、地元にとっては待ち望んでいたルールであるので、引き続き運用について頑張ってください。

(5) その他

[事務局]

- ・次回の開催については、来年9月頃を予定している。詳細については決まり次第連絡する。

以上